



宮 崎 県 公 報

平成23年1月6日(木曜日) 第 2248 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 有害興行の指定……………(こども家庭課) 1
- 保安林の指定予定の通知(3件)……………(自然環境課) 2
- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始……………(“) 2
- 港湾施設の概要の公示(4件)……………(港湾課) 3

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出(4件)…(商業支援課) 8
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………(“) 11
- 県営土地改良事業に係る換地処分……………(農村整備課) 11
- 市町村営土地改良事業に係る換地計画の認可申

- 請の適當の決定(2件)……………(農村整備課) 11
- 基本測量の実施の通知……………(管理課) 11
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 12

監査委員公告

- 監査結果に基づき講じた措置の公表……………12
- 包括外部監査結果報告に対して講じた措置の公表……………21

選挙管理委員会告示

- 不在者投票のできる施設の指定変更……………22
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………22
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………22

海区漁業調整委員会指示

- 漁業法に基づく指示……………22

告 示

宮崎県告示第1号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成23年1月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 指定番号 | 種類 | 題 名 | 製作・配給会社名 | 指定年月日 |
|--------|---|---|---------------------------------------|-------------|
| 22年-50 | 映画 | 淑女の裏顔 暴かれた恥唇 | 荒木組 <オーピー映画> | 平成22年12月20日 |
| 22 -51 | 映画 | いんび快樂園 感じて | 池島組 <オーピー映画> | |
| 22 -52 | 映画 | 若妻と熟女妻 絶頂のあえぎ声 | 小川組 <オーピー映画> | |
| 22 -53 | 映画 | ドメスティック | ティーエムシー、ヒューマックスコミュニケーション <ティーエムシー> | |
| 22 -54 | 映画 | いつもより素敵な夜に | レジェンド・ピクチャーズ <アルゴピクチャーズ> | |
| 22 -55 | 映画 | 悪魔を見た (原題) I SAW THE DEVIL | ブロードメディア・スタジオ (韓国) | |
| 22 -56 | 映画 | サヴァイヴィング ライフ -夢は第二の人生- (原題) SURVIVING LIFE | ディーライツ (チェコ) | |
| 22 -57 | 映画 | ビー・デビル (原題) BEDEVILLED | キングレコード (韓国) | |
| 指定理由 | 内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。 | | | |

宮崎県告示第 2 号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 1 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町五町字上水流3679、字唐崎3766-2、高岡町浦之名字赤松1333、1342、1347、字小川路1532、字小田元4886-19、4886-21、4886-23、4886-29、4886-34、4886-39、4886-40、4893-12、4895-3、4895-15、4895-17から4895-19まで、字坂ノ下 941-1、952-1、字小坂元1234-1、字小川路1534-1、1542-1、1542-2、1549-1、1574-1、字法ヶ代1975-1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 3 号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 1 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市高城町有水中野3168-29・3168-49（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字菱田4608-3、高崎町縄瀬字蔵元2848-6
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 4 号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 1 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市北浦町三川内字山ノ口1935
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字山ノ口1935（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 5 号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 1 月 6 日から平成23年 1 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 1 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|------|-------|----------|--|------|--------------|-----------|
| | 国道 | 国道 3 27号 | 日向市大字塩見字切通シ 13490番 8 地先から同市同大字同字 13506 番地先まで | 旧 | 11.6 ～ 17.1 | 116.5 |
| | | | | 新 | 13.6 ～ 17.1 | |

宮崎県告示第 6 号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 1 月 6 日から平成23年 1 月20日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 1 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 路線番号 | 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 供用開始の期日 |
|------|-------|------|-------|---------------|
| | 国道 | 国道 3 | 日向市大字 | 平成23年 1 月 6 日 |

| | |
|-----|---|
| 27号 | 塩見字切通 シ 13490番 8 地先から 同市同大字 同字 13506 番地先まで |
|-----|---|

宮崎県告示第7号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、新たに完成した宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

平成23年1月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 港 名 | 港 湾 施 設 | | | | |
|-----|----------------|-------------------|---------------------------------------|----------------------------------|--------------------|
| | 区分 | 種類 | 位置 (図面対象番号) | 数 量 | 能 力 |
| 油津港 | 外郭 施設 | 防波 堤 | 日南市大字平野字大 節8338番41地先 (B-1-5-10) | 延長 40.0メー トル | 天端高 7.6メ ートル |
| 福島港 | 外郭 施設 | 護岸 | 串間市大字南方字金 谷4273番2 (B-5-26) | 延長 20.0メー トル | 天端高 4.0メ ートル |
| | | | 同上 (B-5-27) | 延長 24.0メー トル | 天端高 4.0メ ートル |
| | | | 同上 (B-5-28) | 延長 47.4メー トル | 天端高 4.0メ ートル |
| | | | 串間市大字南方字金 谷4273番4 (B-5-29) | 延長 32.8メー トル | 天端高 4.0メ ートル |
| | | | 同上 (B-5-30) | 延長 29.9メー トル | 天端高 4.0メ ートル |
| | | | 同上 (B-5-31) | 延長 10.0メー トル | 天端高 4.0メ ートル |
| | | | 護岸 (陸 闌) | 串間市大字南方字金 谷4273番2 (B-5-32) | 延長 7.0メー トル |
| | 同上 (B-5-33) | 延長 2.0メー トル | 天端高 4.0メ ートル | | |

| | | | | |
|--|--|----------------------------------|-------------------|--------------------|
| | | | トル | ートル |
| | | 串間市大字南方字金 谷4273番2 (B-5-34) | 延長 4.0メー トル | 天端高 4.0メ ートル |
| | | 串間市大字南方字金 谷4273番4 (B-5-35) | 延長 2.0メー トル | 天端高 4.0メ ートル |
| | | 同上 (B-5-36) | 延長 2.0メー トル | 天端高 4.0メ ートル |

宮崎県告示第8号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所及び宮崎県中部港湾事務所において公衆の縦覧に供する。

平成23年1月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 港 名 | 港 湾 施 設 | | | | |
|------------------------|----------------|----------|--------------------------------------|---------------------------|--|
| | 区分 | 種類 | 位置 (図面対象番号) | 数 量 | 能 力 |
| 細島港 (工業 港地区) | 外郭 施設 | 護岸 | 日向市大字日知屋字 畑浦5514番26地先 (B-5-19) | 延長 105.0メ ートル | 天端高 3.6メ ートル |
| | 保管 施設 | 野積 場 | 日向市大字日知屋字 畑浦5514番17 (H-2-21) | 面積 9,890平 方メー トル | |
| 宮崎港 | 航行 補助 施設 | 航路 標識 | 宮崎市阿波岐原町前 浜4277番地32地先 (E-1-8) | 1基 | 光達距 離 4.5キ ロメー トル 灯色 緑 |
| | | | 同上 (E-1-9) | 1基 | 光達距 離 5.5キ ロメー トル 灯色 赤 |
| | | | 同上 (E-1-10) | 1基 | 光達距 離 |

| 港 名 | 港 湾 施 設 | | | | |
|------------------------|----------------|-----------------------|--------------------------------|---------------------------|---------------------------|
| | 区分 | 種類 | 位置 (図面対象番号) | 数 量 | 能 力 |
| 宮崎港 (商業 港地区) | 係留 施設 | 物揚 場 | 日向市大字日知屋字 西ノ原地先 (C-6-3) | 延長 200.0メ ートル | 水深 3.5メ ートル |
| | 外郭 施設 | 防波 堤 | 宮崎市新別府町1400 番1地先 (B-1-9) | 延長 70.0メ ートル | 天端高 3.5メ ートル |
| | 係留 施設 | 岸壁 | 宮崎市港3丁目4番 (C-1-7) | 延長 193.0メ ートル | 水深 7.5メ ートル |
| | 臨港 交通 施設 | 臨港 道路 | 同上 (D-1-14) | 延長 198.9メ ートル | 幅員 13.0メ ートル |
| 宮崎港 | 臨港 交通 施設 | 臨港 道路 | 同上 (D-1-15) | 延長 271.0メ ートル | 幅員 6.5メ ートル |
| | | | 同上 (D-1-16) | 延長 271.0メ ートル | 幅員 6.5メ ートル |
| | | | 同上 (D-1-17) | 延長 62.0メ ートル | 幅員 6.5メ ートル |
| | | | 駐車 場 | 同上 (D-4-1) | 面積 7,751平 方メート ル |
| 宮崎港 | 駐車 場 | 同上 | 同上 (D-4-3) | 面積 2,303平 方メート ル | アスフ ァルト 舗装 |
| | | | 橋梁 | 同上 (D-5-3) | 延長 20.75メ ートル |
| 荷さ ばき 施設 | 荷さ ばき 地 | 宮崎市港1丁目13番 (F-4-1) | 面積 3,448平 方メート ル | アスフ ァルト 舗装 | |

宮崎県告示第9号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示(平成19年宮崎県告示第795号)は、廃止する。

平成23年1月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| | | | | | | | | | | | |
|-----|------|----|------------------------------------|-------------------|----------------|--------------------------|-----------------|----------------|-----------------------------|-----------------|---------------------|
| | | | 宮崎市港 1 丁目13番 (F-4-2) | 面積 4,890平方メートル | アスファルト舗装 | (B-1-7-8) | トル | -トル | | | |
| | | | 同上 (F-4-3) | 面積 3,445平方メートル | アスファルト舗装 | 護岸 延岡市方財町地先 (B-5-6-1) | 延長 182.9メートル | 天端高 7.0メートル | | | |
| | | | 同上 (F-4-3) | 面積 3,445平方メートル | アスファルト舗装 | 同上 (B-5-6-2) | 延長 131.5メートル | 天端高 7.0メートル | | | |
| 福島港 | 外郭施設 | 護岸 | 串間市大字西方字下夕町 14659番 5 地先 (B-5-20-1) | 延長 90.0メートル | 天端高 3.5メートル | 熊野江港 | 外郭施設 | 防波堤 | 延岡市熊野江町地先 (B-1-9) | 延長 10.0メートル | 天端高 5.5メートル |
| | | | 同上 (B-5-20-2) | 延長 105.0メートル | 天端高 3.8メートル | | | | 細島港 (工業港地区) | 廃棄物処理施設 | 廃棄物物理立護岸 |
| | 係留施設 | 岸壁 | 同上 (C-1-2-1) | 延長 100.0メートル | 水深 5.5メートル | 同上 (K-1-2) | 延長 5.0メートル | 天端高 5.0メートル | | | |
| | | | 同上 (B-5-20-2) | 延長 105.0メートル | 天端高 3.8メートル | 同上 (K-1-3) | 延長 40.0メートル | 天端高 5.0メートル | | | |
| | | | 同上 (B-5-20-2) | 延長 105.0メートル | 天端高 3.8メートル | 同上 (K-1-4) | 延長 7.0メートル | 天端高 5.0メートル | | | |
| | | | 同上 (C-1-2-1) | 延長 100.0メートル | 水深 5.5メートル | 細島港 (商業港地区) | 港湾公害防止施設 | 防塵柵 | 日向市大字日知屋字西ノ原5505番 4 (J-3-3) | 延長 127.7メートル | 高さ 8.0メートル |
| | | | 同上 (C-1-2-1) | 延長 100.0メートル | 水深 5.5メートル | 平岩港 | 外郭施設 | 防砂堤 | 日向市大字平岩字上船人地先 (B-2-4) | 延長 24.0メートル | 天端高 5.0メートル |
| | | | 同上 (C-1-2-1) | 延長 100.0メートル | 水深 5.5メートル | 美々津港 | 外郭施設 | 防波堤 | 日向市美々津町下町地先 (B-1-20) | 延長 48.1メートル | 天端高 5.0メートル |
| | | | 同上 (C-1-2-1) | 延長 100.0メートル | 水深 5.5メートル | | | | 港湾環境整備施設 | 植栽 | 日向市美々津町崎田地先 (L-4-2) |
| | | | 同上 (C-1-2-1) | 延長 100.0メートル | 水深 5.5メートル | | その他の施設 | 排水路 | 同上 (N-5-1) | ボックスカルバート | |

宮崎県告示第10号

港湾法 (昭和25年法律第 218号) 第34条において準用する同法第12条第 5 項の規定により、宮崎県が管理する港湾施設の概要を次のとおり公示する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県北部港湾事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県串間土木事務所において公衆の縦覧に供する。

なお、港湾施設の概要の公示 (平成21年宮崎県告示第 786号) は、廃止する。

平成23年 1 月 6 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 港 名 | 港 湾 施 設 | | | | |
|---------------|---------|-----|------------------------|-----------------|------------------|
| | 区分 | 種類 | 位置 (図面対象番号) | 数 量 | 能 力 |
| 古江港 (古江・阿蘇地区) | 外郭施設 | 防波堤 | 延岡市北浦町古江字阿蘇地先 (B-1-29) | 延長 30.0メートル | 天端高 5.0メートル |
| | | 離岸堤 | 同上 (B-11-3) | 延長 5.0メートル | 天端高 - 0.5メートル |
| | | 護岸 | 同上 (B-5-33-1) | 延長 124.0メートル | 天端高 5.5メートル |
| 延岡港 | 外郭施設 | 防波堤 | 延岡市東海町川口地先 | 延長 20.0メートル | 天端高 4.5メートル |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------|---------------------|--------------------|------------------------------------|---------------------|-----------------------------|---------------------|--------------------|-----------------------------|---------------------|-----------------------------|----------------------|--------------------|----------------------------------|----------------------------|-------------------------------------|--------------------|--------------------|
| | | | | 260.1メ ートル | | | | | | | | | | | | | |
| 宮崎港 | 外郭 施設 | 護岸 | 宮崎市阿波岐原町前 浜1400番2地先 (B-5-25) | 延長 300.0メ ートル | 天端高 7.0メ ートル | | | | | 宮崎市港東1丁目1 番1 (D-1-24) | 延長 221.2メ ートル | 幅員 11.5メ ートル | | | | | |
| | | | 同上 (B-5-26) | 延長 89.5メ ートル | 天端高 2.8メ ートル | | | 同上 (D-1-25) | 延長 80.0メ ートル | 幅員 9.5メ ートル | | | | | | | |
| | | | 同上 (B-5-26-1) | 延長 30.0メ ートル | 天端高 2.8メ ートル | | | 同上 (D-1-26) | 延長 80.0メ ートル | 幅員 9.5メ ートル | | | | | | | |
| | | | 同上 (B-5-27) | 延長 215.0メ ートル | 天端高 2.8メ ートル | | | 同上 (D-1-27) | 延長 80.0メ ートル | 幅員 9.5メ ートル | | | | | | | |
| | | | 同上 (B-5-28) | 延長 304.2メ ートル | 天端高 2.8メ ートル | | | 同上 (D-1-28) | 延長 60.0メ ートル | 幅員 9.5メ ートル | | | | | | | |
| | | | 同上 (B-5-29) | 延長 75.0メ ートル | 天端高 3.5メ ートル | | | 宮崎市港東3丁目1 番 (D-1-29) | 延長 60.0メ ートル | 幅員 9.5メ ートル | | | | | | | |
| | | | 同上 (B-5-30) | 延長 105.5メ ートル | 天端高 3.5メ ートル | | | 宮崎市港東1丁目1 番1 (D-1-30) | 延長 420.0メ ートル | 幅員 9.5メ ートル | | | | | | | |
| | | | 同上 (B-5-31) | 延長 60.0メ ートル | 天端高 3.5メ ートル | | | 同上 (D-1-31) | 延長 210.0メ ートル | 幅員 9.5メ ートル | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 臨港 交通 施設 | 臨港 道路 | 宮崎市港東1丁目1 番2 (D-1-19) | 延長 221.1メ ートル | 幅員 20.0メ ートル | | | | | 内海港 | 係留 施設 | さん 橋 | 宮崎市大字内海地先 (C-4-1) | 延長 45.4メ ートル | 水深 2.0メ ートル |
| | | | | | 宮崎市港東1丁目1 番1 (D-1-20) | 延長 552.3メ ートル | 幅員 11.5メ ートル | | | | | 油津港 | 外郭 施設 | 防波 堤 | 日南市大字平野字大 節8338番1地先 (B-1-5-2) | 延長 40.0メ ートル | 天端高 8.5メ ートル |
| 宮崎市港東3丁目1 番 (D-1-21) | 延長 100.0メ ートル | 幅員 11.5メ ートル | | | | | | | | | 港湾 環境 整備 施設 | 植栽 | 日南市油津3丁目11 番 (L-4-4) | 面積 623.83平 方メート ル | | | |
| 同上 (D-1-22) | 延長 200.0メ ートル | 幅員 9.5メ ートル | | | | | | | | 外浦港 | 係留 施設 | 物揚 場 | 日南市南郷町大字贅 波29番12地先 (C-6-4) | 延長 110.0メ ートル | 水深 3.5メ ートル | | |
| 宮崎市港東1丁目1 番1 (D-1-23) | 延長 437.0メ ートル | 幅員 11.5メ ートル | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-------------|------------------------|--------------------------|------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|----------------|------------------------|-----------------|------------------------|-----------------|-----------------|
| 福島港 | 外郭施設 | 岸壁 | 日南市南郷町大字贊波29番12地先(C-1-4) | 延長 100.0メートル | 水深 5.0メートル | | | | | -トル | | | |
| | | 防波堤 | 串間市大字西方字下夕町地先(B-1-9-2) | 延長 120.0メートル | 天端高 5.5メートル | | | | 串間市大字南方字金谷地先(B-4-4-03) | 延長 34.40メートル | | | |
| | | | 同上(B-1-9-3) | 延長 120.0メートル | 天端高 5.5メートル | | | | | 同上(B-4-4-04) | 延長 19.70メートル | | |
| | | | 串間市大字南方字洲崎地先(B-1-3-1) | 延長 77.0メートル | 天端高 3.4メートル | | | | | 同上(B-4-4-05) | 延長 28.00メートル | 天端高 1.0メートル | |
| | | | 同上(B-1-3-2) | 延長 50.0メートル | 天端高 3.4メートル | | | | | 同上(B-4-4-06) | 延長 30.00メートル | 天端高 1.0メートル | |
| | | | 同上 | 延長 50.0メートル | 天端高 3.4メートル | | | | | 同上 | 延長 25.00メートル | 天端高 1.0メートル | |
| | | 防砂堤 | 串間市大字西方字下夕町地先(B-2-6-1) | 延長 31.30メートル | 天端高 6.2メートル | | | | 同上 | 延長 59.00メートル | | | |
| | | | 同上(B-2-6-2) | 延長 127.65メートル | 天端高 5.00メートル | | | | | 同上 | 延長 41.00メートル | | |
| | | | 同上(B-2-6-3) | 延長 162.40メートル | 天端高 3.2メートル | | | | | 同上 | 延長 58.00メートル | | |
| | | | 同上(B-2-6-5) | 延長 14.00メートル | 天端高 3.00メートル | | | | | 同上 | 延長 30.00メートル | | |
| | | | 同上(B-2-6-6) | 延長 27.25メートル | 天端高 3.00メートル | | | | | 護岸 | 串間市大字西方字下夕町地先(B-5-1-1) | 延長 43.36メートル | 天端高 5.00メートル |
| | | | 同上(B-2-6-7) | 延長 28.00メートル | 天端高 3.00メートル | | | | | | | 同上(B-5-1-5) | 延長 95.00メートル |
| | 同上(B-2-6-8) | | 延長 20.00メートル | 天端高 1.00メートル | 串間市大字南方字金谷地先(B-5-4-2) | 延長 21.50メートル | 天端高 2.7メートル | | | | | | |
| | | | | | | 同上(B-5-4-3) | 延長 10.00メートル | 天端高 2.7メートル | | | | | |
| | 導流堤 | 串間市大字南方字金谷地先(B-4-4-01) | 延長 35.00メートル | | | | | | | | | | |
| | | 同上(B-4-4-02) | 延長 38.50メートル | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------------|----------|--|-----------------|-----------------|--|--|----|---|------------------|-----------------|----------------|
| | | | 串間市大字西方字西浜地先 (B-5-5-1) | 延長 13.60メートル | 天端高 3.5メートル | | | 施設 | 堤 | 手地先 (B-1-2-1) | 64.0メートル | 5.0メートル |
| | | | 同上 (B-5-5-2) | 延長 96.40メートル | 天端高 3.5メートル | | | | | 同上 (B-1-2-2) | 延長 17.0メートル | 天端高 5.0メートル |
| | | | 串間市大字西方字下夕町地先 (B-5-13) | 延長 26.7メートル | 天端高 2.7メートル | | | | | 同上 (B-1-2-3) | 延長 10.0メートル | 天端高 5.0メートル |
| | | | 串間市大字南方字金谷地先 (B-5-16) | 延長 280.3メートル | 天端高 3.70メートル | | | | | 同上 (B-1-2-4) | 延長 20.00メートル | 天端高 5.0メートル |
| | | | 串間市大字西方字塩町地先 (B-5-21) | 延長 393.5メートル | 天端高 5.7メートル | | | | | 同上 (B-1-2-5) | 延長 22.0メートル | 天端高 5.0メートル |
| | | | 串間市大字南方字洲崎地先 (B-5-22) | 延長 23.0メートル | 天端高 3.4メートル | | | | | | | |
| | 臨港 交通 施設 | 臨港 道路 | 串間市大字西方字下夕町 14933番3、15071番25及び 15071番 127 (D-1-3-3) | 延長 231.0メートル | 幅員 8.5メートル | | | | | | | |
| | | | 串間市大字西方字永畑4442番3から4442番5まで、4469番3、4469番4、4470番2から4470番4まで、4471番3から4471番5まで、4472番2、4472番3、4484番3、4486番6、4486番7、4489番3、4490番2、4491番2、4492番2、4496番2、4497番2、4498番3、4499番2、4500番2、4506番2、4507番3、4508番4、4509番2、4559番32及び4459番33 (D-1-3-4) | 延長 320.0メートル | 幅員 7.5メートル | | | | | | | |
| | 航行 補助 施設 | 航路 標識 | 串間市大字西方字下夕町地先 (E-1-4) | 1基 | | | | | | | | |
| 大納港 | 外郭 | 防波 | 串間市大字大納字縄 | 延長 | 天端高 | | | | | | | |

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成23年1月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
マローズ小林店
小林市水流迫 231番3 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍
小林市堤2930番地 1
- 変更した事項
 - 大規模小売店舗を設置する者の住所
(変更前) 小林市大字真方 218番地
(変更後) 小林市堤2930番地 1
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍
小林市大字真方 218番地
株式会社しまむら 代表取締役 野中正人
埼玉県さいたま市北区宮原町 2-19-4
(変更後) 株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍
小林市堤2930番地 1
株式会社しまむら 代表取締役 野中正人
埼玉県さいたま市北区宮原町 2-19-4
株式会社マルミヤストア 代表取締役 池邊恭行
大分県佐伯市野岡町 2丁目 1番10号
株式会社ロンフレ三喜 代表取締役 永友秀侍

| | |
|---|--|
| <p>小林市堤2930番地1 株式会社雑貨屋ブルドッグ 代表取締役 小楠昭彦 静岡県浜松市浜北区平口5228番地</p> <p>4 変更の年月日</p> <p>(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所 平成22年4月30日</p> <p>(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成18年12月8日 (株式会社雑貨屋ブルドッグの入居) 平成21年10月16日 (株式会社ロンフレ三喜の入居) 平成22年2月19日 (株式会社マルミヤストアの入居)</p> <p>5 変更した理由 小売業者等の変更のため</p> <p>6 届出年月日 平成22年12月16日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成23年1月6日から平成23年5月6日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成23年1月6日から平成23年5月6日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成23年1月6日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンキュー小林店 小林市大字堤字金鳥居3005-12 外22筆</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地</p> <p>3 変更しようとする事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦</p> | <p>鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 鹿児島酒類食品株式会社 代表取締役 津田利男 鹿児島県鹿児島市中山二丁目49番1号 (変更後)株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦 鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地 株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津達郎 東京都府中市若松町一丁目38番1号</p> <p>4 変更の年月日 平成22年1月29日</p> <p>5 変更した理由 店舗改装に伴う小売業者入替えのため</p> <p>6 届出年月日 平成22年12月17日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成23年1月6日から平成23年5月6日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商業支援課</p> <p>(2) 期間 平成23年1月6日から平成23年5月6日まで</p> <p>9 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>平成23年1月6日 宮崎県知事 東国原 英 夫</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マローズ小林店 小林市大字水流迫 231番3 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ロンフレ 代表取締役 永友秀侍 小林市堤2930番地1</p> <p>3 変更しようとする事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 6,828.1㎡ (変更後) 5,655.0㎡</p> <p>(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>① 駐車場の位置及び収容台数 (変更前)建物敷地内1F(No.1) 188台</p> |
|---|--|

| | | |
|----------------------------|--------|---|
| 建物敷地内 B 1 F (No. 2) | 24台 | (変更前) 午前 8 時30分～午後11時30分 |
| 隔地駐車場 (No. 3) | 194台 | (変更後) 午前 8 時30分～午後 9 時30分 |
| 合計 | 406台 | |
| (変更後) 建物敷地内 (No. 1) | 231台 | ③ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 |
| C 棟 B 1 階部 (No. 2) | 24台 | (変更前) 店舗敷地内駐車場南側 2 箇所 (出入口 2 箇所) |
| 建物敷地外東側駐車場 (No. 3) | 151台 | 隔地駐車場南側 1 箇所 (出入口 1 箇所) |
| 合計 | 406台 | 合計 3 箇所 |
| ② 駐輪場の位置及び収容台数 | | (変更後) 建物敷地南側 2 箇所 (出入口 2 箇所) |
| (変更前) 建物敷地内 1 F (No. 1) | 8 台 | 建物敷地外東側駐車場南側 1 箇所 (出入口 1 箇所) |
| 建物敷地内 1 F (No. 2) | 58台 | ※出入口No. 3 について、東方向へ位置変更を行う。 |
| 隔地駐車場 (No. 3) | 108台 | 合計 3 箇所 |
| 合計 | 174台 | |
| (変更後) A 棟南側 (No. 1) | 10台 | 4 変更する年月日 |
| A 棟南西側 (No. 2) | 32台 | 平成23年 8 月17日 |
| 建物敷地外東側駐車場西側 (No. 3) | 132台 | 5 変更する理由 |
| C 棟西側 (No. 4) | 16台 | 平成16年 4 月16日付法第 6 条第 2 項変更届出の内容と、現況の施設配置 (計画店舗の未設置、駐車場、駐輪場、廃棄物等の保管施設、荷さばき施設、駐車場の出入口) に変更が生じていることが判明したため、現状に合わせた届出を行う。 |
| 合計 | 190台 | 6 届出年月日 |
| ③ 荷さばき施設の位置及び面積 | | 平成22年12月16日 |
| (変更前) マローズ小林 A 棟東側 (No. 1) | 90.0㎡ | 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間 |
| マローズ小林 A 棟東側 (No. 2) | 86.1㎡ | (1) 場所 |
| しまむら北側 (No. 3) | 26.9㎡ | 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター |
| マローズ小林 A 棟西側 (No. 4) | 73.7㎡ | (2) 期間 |
| マローズ小林 B 棟西側 (No. 5) | 33.8㎡ | 平成23年 1 月 6 日から平成23年 5 月 6 日まで |
| 合計 | 310.5㎡ | 8 意見書の提出先及び期間 |
| (変更後) A 棟東側 (No. 1) | 129.8㎡ | (1) 提出先 |
| A 棟東側 (No. 2) | 86.1㎡ | 宮崎県商工観光労働部商業支援課 |
| C 棟北側 (No. 3) | 76.9㎡ | (2) 期間 |
| A 棟西側 (No. 4) | 73.7㎡ | 平成23年 1 月 6 日から平成23年 5 月 6 日まで |
| 合計 | 366.5㎡ | 9 意見書の記載事項 |
| ④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 | | 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。 |
| (変更前) マローズ小林 A 棟南側 (No. 1) | 15.89㎡ | 大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。 |
| しまむら北側 (No. 2) | 15.30㎡ | なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。 |
| マローズ小林 A 棟北側 (No. 3) | 28.89㎡ | 平成23年 1 月 6 日 |
| マローズ小林 B 棟西側 (No. 4) | 14.40㎡ | 宮崎県知事 東国原 英 夫 |
| マローズ小林 A 棟南側 (廃家電置場) | 19.60㎡ | |
| 合計 | 94.08㎡ | 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 |
| (変更後) A 棟南側 (No. 1) | 15.89㎡ | サンキュー小林店 |
| C 棟北側 (No. 2) | 15.30㎡ | 小林市大字堤字金鳥居3005-12 外22筆 |
| A 棟西側 (No. 3) | 26.67㎡ | 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法 |
| 建物敷地西側 (No. 4) | 8.26㎡ | |
| A 棟南側 (No. 5) | 19.60㎡ | |
| 合計 | 85.72㎡ | |
| (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 | | |
| ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 | | |
| 株式会社ロンフレ (変更前) 午後11時 | | |
| (変更後) 午後 9 時 | | |
| 株式会社しまむら (変更無) 午後 7 時 | | |
| 株式会社マルミヤストア (変更前) 午後11時 | | |
| (変更後) 午後 9 時 | | |
| 株式会社ロンフレ三喜 (変更前) 午後11時 | | |
| (変更後) 午後 9 時 | | |
| 株式会社雑貨屋ブルドッグ (変更前) 午後11時 | | |
| (変更後) 午後 9 時 | | |
| ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | | |

人あつては代表者の氏名

株式会社タイヨー 代表取締役 清川和彦
鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) サンキュー棟北側駐車場 2 箇所
サンキュー棟西側駐車場 3 箇所
合計 5 箇所

(変更後) サンキュー棟北側駐車場 (No.1) 2 箇所
サンキュー棟西側駐車場 (No.2) 3 箇所

※出入口No.5の位置を現状から北側に20m移動する。

合計 5 箇所

② 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後10時30分

(変更後) 24時間

※24時間利用可能エリアは、駐車場No.1の出入口No.5付近の16台分のみ。それ以外の部分については、従前の時間帯と変更なし。

4 変更する年月日

平成22年12月18日

5 変更する理由

サンキュー棟北側駐車場の既存出入口 (No.5) 部分に24時間営業の飲食店が新設されるため。

6 届出年月日

平成22年12月17日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年1月6日から平成23年5月6日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成23年1月6日から平成23年5月6日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第8条第1項の規定により、延岡市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ南延岡店・ダイソー南延岡店
延岡市構口町二丁目 204番地 1 外

2 意見の概要

意見を有しない

3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成23年1月6日から平成23年2月7日まで

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第89条の2第9項の規定により、七野八重地区片井野換地区県営土地改良事業 (宮崎市、県営畑地帯総合整備事業) に係る換地処分をした。

平成23年1月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宮崎市が行う土地改良事業に係る換地計画 (川谷地区) の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成23年1月6日から平成23年2月4日まで

3 縦覧場所

宮崎市高岡総合支所

4 その他

この公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議を申し出ることができる。

土地改良法 (昭和24年法律第 195号) 第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宮崎市が行う土地改良事業に係る換地計画 (楠見地区) の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成23年1月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 縦覧に供する書類

決定に係る換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成23年1月6日から平成23年2月4日まで

3 縦覧場所

宮崎市高岡総合支所

4 その他

この公告に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議を申し出ることができる。

測量法 (昭和24年法律第 188号) 第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成23年1月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 作業の種類
基本測量（基盤地図情報整備業務）
- 2 作業地域（関係市町）
都城市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、三股町、国富町、高鍋町、都農町、門川町
- 3 作業期間
平成23年1月28日から平成23年3月25日まで

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成23年1月6日

宮崎県知事 東国原 英 夫

| 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び名称 |
|--------------------------|-------------------------------|
| 東諸県郡国富町大字本庄字浄知院1716番2外4筆 | 新潟県新潟市南区清水4501番地1 株式会社 コメリ |

監査委員公告

平成22年9月1日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年1月6日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄
宮崎県監査委員 石 井 浩 二
宮崎県監査委員 丸 山 裕次郎
宮崎県監査委員 井 上 紀代子

1 県の機関を対象とした定期監査

(1) 文化文教・国際課

【監査の結果】

県立芸術劇場の行政財産使用料について、調定事務が遅れているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

行政財産使用許可を複数年度で付与していた案件について、年度更新時の調定事務が遅れたものである。他の案件と合わせて業務内容の再確認を行うとともに、今後、適正な収入事務が行われるようチェック体制を強化した。

(2) 福岡事務所

【監査の結果】

- ① 職員宿舎としての建物の借受け及び職員への貸付けについて、公有財産取扱規則等に沿った手続がなされていなかった。善処を要する。（指摘事項）
- ② 企業調査委託について、見積書を徴していなかった。留

意を要する。（注意事項）

- ③ 物品の管理について、郵便切手等の出納管理が適正に行われていなかった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 職員宿舎として借り受けた建物については総務部長に報告を行い、職員への貸付けについては、職員より入居申請書を徴し、入居承認通知書を交付した。
今後は、公有財産取扱規則等に基づき、適切な事務処理に努めるとともに、マニュアルを整備する。
- ② 今後は、財務規則等に基づき適切に処理されるよう、チェック体制を強化する。
- ③ 今回の指摘を受け、出納簿の整備を行った。
今後は、郵便切手等の出納管理をはじめ物品の管理について、適切な事務処理に努めることとする。

(3) 総務課

【監査の結果】

- ① 概算払いの旅行命令について、旅行完了後の精算手続が行われていないものがあった。善処を要する。（指摘事項）
- ② 知事公舎の使用料の調定について、納入期限を誤っているものが見受けられた。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

- ① 旅行完了後の精算手続については、監査指摘後直ちに完了した。今後は職員の旅費に関する条例及びその運用等に基づき、適正な事務処理に努める。
- ② 調定事務にあたっては、財務規則に基づき適正に処理するとともに、決裁時に係員及び担当リーダー等の確認を徹底する。

(4) 行政経営課

【監査の結果】

宮崎県公報の購読料について、調定事務が遅れているものがあった。留意を要する。（注意事項）

【講じた措置】

県公報の年間購読申込に係る調定について、年度当初の調定事務に遅れが生じたものである。
今後は、担当内でのチェック、業務の進行管理をより厳密に行い、適正な処理に努める。

(5) 税務課

【監査の結果】

- ① 貨客兼用車に係る自動車税について、データ入力誤りにより、過徴収が発生していた。善処を要する。（指摘事項）
- ② 県税収入について、収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の取組みが望まれる。（要望事項）

【講じた措置】

- ① 誤賦課となった納税者に対し説明・陳謝するとともに、過徴収となった分については全額還付の手続きを行った。
- 誤賦課の原因となった貨客兼用車の自動車税の税率データの修正を行うとともに、その他の税率データについても現行法令に照らし誤りが無いことを確認した。
- 今後、システムへの税率データ等の入力の際には、検証・確認作業の徹底を図り再発防止に努める。
- ② 県税の収入未済額については、前年度に比べ1億 6,000万円余、率にして 6.1パーセントの増となっているが、これは、税源移譲の影響を受けた個人県民税の滞納繰越分の収入未済額が、2億 8,300万円余増加したことによるものである。
- 収入未済額の圧縮については、租税負担の公平性や収入確保の観点から、重要な課題であると認識しており、従来からの徴収対策に加え、自動車のタイヤロックやインターネット公売などの手法の活用積極的に取り組むなど、滞納整理の早期着手や、滞納処分の的確な実施に努めてきた。
- このような地道な取り組みの結果、自動車税など県が直接、賦課徴収する税目については、前年度に比べ 6,500万円余の圧縮が図られたところである。
- また、収入未済額全体に占める割合が7割を超えている個人県民税については、重点税目として位置づけ、県が市町村に代わって滞納処分を行う直接徴収や、税務職員の併任人事交流を行うなど、市町村と一体となった徴収対策に取り組んでいるところである。
- 今後とも、滞納整理の早期着手や滞納処分の的確な実施に努めるとともに、市町村との連携をより一層密にして、収入未済額の圧縮に努めていきたい。

(6) 小林県税・総務事務所

【監査の結果】

県税収入について、収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)

【講じた措置】

本所においては、県税収入の確保を図るため、従来から早期の納税催告や滞納処分の執行に努めていたところであるが、平成21年度の県税収入については、産業廃棄物税で大口滞納事案が発生したことから、全体の収入未済率が前年度と比較して増加することとなったものである。

当該事案については、早期の納税催告と財産差押え等の滞納処分に着手するとともに、納税交渉を進めてきたところであるが、納付誓約が守られず、結果的に滞納繰越となったものである。現在は、新たな納入計画を提出させた上で、その履行を監視するとともに、少しでも早く完納となるよう交渉中である。

今後とも、収入未済額の圧縮を達成するため、早期の納税催告や滞納処分の強化に努めて参りたい。また、個人県民税についても、市、町との併任人事交流や地方税法第48条の徴収引継ぎを実施し、税収確保に努めて参りたい。

(7) 西臼杵支庁

【監査の結果】

県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

【講じた措置】

入金が滞った場合は、臨戸による指導に加え、直ちに連帯保証人への指導及び納付協力依頼を実施するなど督促の強化を図ることとし、新たな滞納者については、滞納が発生した時点で文書・電話・臨戸による督促を行い、収入未済額を発生させないように努めていく。

(8) 消防学校

【監査の結果】

扶養手当について、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

扶養手当の過払いについては、平成22年6月28日に該当職員の入金を完了した。

今後、給与台帳等チェック体制の強化を図るとともに、給与条例に基づく適正な事務処理をするよう周知徹底する。

(9) 福祉保健課

【監査の結果】

- ① 市町村地域福祉計画推進事業費補助金について、経費の変更に伴い必要となる変更交付決定手続が行われていないものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 福祉・介護人材確保特別対策事業費補助金について、交付決定事務が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

- ① 今後は、市町村等が事業内容の変更を行う場合は、変更計画書等を確実に徴した上で、変更交付決定手続を適正に行っていくこととし、市町村等にも指導を徹底することとした。
- ② 補助金の交付決定事務については、遅延することがないように、事業実施主体との調整を速やかに行うよう徹底することとした。

(10) 国保・援護課

【監査の結果】

- ① 生活保護電算システムの運用支援及びソフト保守管理に関する業務委託について、契約書の作成が大幅に遅れていた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 生活保護費返還金について、収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の取組みが望

| | |
|--|--|
| <p>まれる。(要望事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>① 以後、担当及び課内における組織的な進行管理に努め、契約事務の遅延が生じないよう、なお一層の是正を図ることとする。</p> <p>今後、契約事務の遅延が生じないよう契約事務一覧表を作成し、進行管理の徹底を図ることとした。</p> <p>② 生活保護費返還金については、各福祉事務所に対し、生活保護法施行事務監査や各種会議等において、返還金の決定及び徴収等の適正実施に努めるよう指導助言を行っているところである。また、各福祉事務所においても、未収金対策会議の開催や、未収金徴収強化月間の設定による重点的な納入指導を行うとともに、債権管理事務嘱託員の活用を図るなど、収入促進に努めているところである。</p> <p>今後とも、各福祉事務所に対し、収入促進に努めるよう指導助言を行うとともに、返還金の原因となりやすい遡及年金等の収入状況の把握に努めるよう、併せて指導助言を行うこととした。</p> | <p>増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>福祉関係未収金対策会議を定期的開催し、個別事例の滞納状況や徴収体制について協議し、役割分担に従い効率的な徴収指導を行うこととした。</p> <p>また、未収金徴収強化月間を年3回設定し、職員と債権管理事務嘱託員が訪問することにより、未収金の徴収促進に努めることとした。</p> <p>さらに、未収金の原因になりやすい遡及年金等の受給の把握については、被保護世帯に対して収入申告を的確に行うよう指導するとともに、年金調査や課税状況調査を適期に実施することにより、収入額の早期把握と滞納の発生防止に努めることとした。</p> |
| <p>(11) こども家庭課</p> | <p>(13) 南部福祉こどもセンター</p> |
| <p>【監査の結果】</p> <p>① 母子・寡婦福祉資金オンラインシステムの運営管理に関する業務等委託について、契約書の作成が大幅に遅れていた。留意を要する。(指摘事項)</p> <p>② 児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の取組みが望まれる。(要望事項)</p> | <p>【監査の結果】</p> <p>① 母子福祉資金貸付金等について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)</p> <p>② 障がい者自立支援給付費等負担金について、翌年度4月、実績報告書が提出された後に概算払を行っていた。留意を要する。(指摘事項)</p> <p>③ 特殊勤務手当について、過払いとなっているものがあった。善処を要する。(注意事項)</p> |
| <p>【講じた措置】</p> <p>① 今後、かかることのないよう、財務規則等に定める事務処理について、職員への周知徹底を図ることとした。さらに、契約締結の時期に関しても、管理者が厳格に確認するなど、組織的な内部チェック体制の一層の強化を図ることとした。</p> <p>② 各福祉こどもセンターにおいては、債権管理事務嘱託員が債務者宅へ家庭訪問等を行っていることに加え、定期的に未収金対策会議を開催し、未収金徴収強化月間を設定するなど、センター全体での取り組みを展開している。今後は特に、経済情勢の悪化により生活が困窮している滞納者について、個々のケースに応じたきめ細かな説明や納入指導を行い、納入に関する意識を啓発し、収入未済額の減少に努めることとした。</p> <p>本課においては、平成22年7月にこども政策局長や各福祉こどもセンター所長による、未収金対策に係る連絡会議を開催し、未収金発生の予防、個々のケースに応じた納入指導の徹底など、本課と出先機関が一丸となり、収入促進の取り組みを徹底することを再確認したところである。</p> | <p>【講じた措置】</p> <p>① 母子福祉資金貸付金については、滞納者に対する夜間の家庭訪問、電話による徴収や納入指導を毎月実施するとともに、強化月間を年3回設けて納入指導の強化を図ってきた。センター全体で定期的開催する債権管理対策会議において滞納状況の確認や滞納ケースの対応等を検討するなど未収金に対する共通認識の徹底も図ってきた。また、貸付時には、借主だけでなく、連帯借主、連帯保証人の面接を行い、償還意識の徹底を図るなど未収金対策を講じてきた。</p> <p>今後は、貸付時の償還意識の徹底を図るだけでなく、経済基盤の弱い世帯が多いため、償還開始時にも訪問面接等を行い、世帯の状況把握に努めるとともに、償還意識及び償還計画の確認を行い、あわせて償還について、口座振替の利用を勧奨していくなど滞納発生の予防に努めることとした。</p> <p>また、特に現年度分の滞納については、借主だけでなく、ケースの状況に応じて連帯借主、連帯保証人への償還指導を徹底し、初期段階での滞納を減らすことで、未収金の増加防止に努めることとした。</p> <p>② 補助金交付要綱を遵守し、補助金執行の適正な事務処理について周知徹底するとともに、進行管理の徹底を図ることとし、今後は十分留意して適正な事務処理に努めることとした。</p> <p>③ 同一日に係る特殊勤務手当を重複して支給していたため、戻入を行った。</p> |
| <p>(12) 中央福祉こどもセンター</p> | |
| <p>【監査の結果】</p> <p>生活保護費返還金について、収入未済額が前年度と比較して</p> | |

今後は、従事日の重複等について確認を徹底し、正確な事務処理に努めることとした。

(14) 北部福祉こどもセンター

【監査の結果】

生活保護費返還金について、収入未済率が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

【講じた措置】

「福祉関係未収金対策会議」を定期的に開催し、滞納状況、個別的事例、徴収体制について協議し、効率的な指導を行えるようにした。

また、未収金納入指導強化月間を年3回設定し、職員と債権管理事務嘱託員が訪問することにより、未収金の収入促進に努め、その結果、過年度分の未収金においては、前年度よりも3割増の徴収実績を残した。

また、過年度分に加えて新たに現年度分の収入未済額が発生した高額滞納者に対しては、債権管理事務嘱託員が頻繁に家庭訪問を実施し、生活保護費返還金の制度の内容について理解を深めてもらい、ねばり強く納入を促している。

さらに、未収金の原因になりやすい週及年金や臨時収入の把握については、被保護世帯に対して収入申告書の提出指導を行うとともに、返還金が生じた場合は、速やかに返還手続きを行い、高額返還金になる場合などは、職員が金融機関に立ち会って納入を行わせるなど、現年度分の返還金未済額が発生しないよう工夫を行った。

(15) 都城保健所

【監査の結果】

捕獲犬の返還手数料及び飼育管理手数料について、指定金融機関への現金払込みが遅延しているものがあつた。また、納入者名を記載せず領収書を発行しているものが散見された。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

今回指摘のあつた捕獲犬の返還手数料等の現金払込みについては、金曜日の指定金融機関の取扱時間後に収納したものであり、指定金融機関の翌営業日に払い込まなければならないところ、翌々営業日に払い込んでいたものである。

当該払込みについては、通常は規定どおり処理しているところであるが、一部徹底されていなかったため、今後は、財務規則第44条第3項の規定に留意し、所定期限内に振り込むよう事務処理を行うこととした。

また、領収証については、納入者名等の必要事項の記載漏れがないかどうかの確認を十分行った上で、発行するよう留意することとした。

(16) 小林保健所

【監査の結果】

薬物乱用防止指導員小林地区協議会経費について、支出事務

が適正でないものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

平成22年6月9日付け、総務部人事課長通知 212-1084に沿って「薬物乱用防止指導員小林地区協議会会計事務取扱規程」を改定し、適正な会計事務処理を行っていくこととした。

(17) 日向保健所

【監査の結果】

特殊勤務手当について、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

同一日に係る特殊勤務手当を重複して支給していたため、戻入処理を行った。

今後は、従事実績簿等のチェック体制を強化し、再発の防止に努めることとした。

(18) 延岡保健所

【監査の結果】

- ① 薬物乱用防止指導員延岡地区協議会経費について、支出事務が適正でないものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 捕獲犬について、返還手数料及び飼育管理手数料を徴収しないまま、返還手続を行っているものがあつた。留意を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

- ① 平成22年6月9日付け、総務部人事課長通知 212-1084に沿って「薬物乱用防止指導員延岡地区協議会会計事務取扱規程」を改定し、適正な会計事務処理を行っていくこととした。
- ② 今後、捕獲犬の返還手続を行う際には、宮崎県犬管理所運営要領に基づき、返還手数料及び飼育管理手数料の徴収を行い、適正な事務処理に努めることとした。

(19) 身体障害者相談センター

【監査の結果】

- ① 不用物品の売払契約について、入札執行等の事務が適正でなかった。留意を要する。(指摘事項)
- ② 庁舎清掃業務委託について、障害福祉サービス事業を行う施設と随意契約をするときに必要となる手続を行ってなかった。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 旅費について、鉄道の座席指定料金の誤りにより支給不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 指摘の事実は、契約事務手続の認識不足により生じたものである。

| | |
|---|--|
| <p>今後は、財務規則及び手引書等を確認しながら、適正な事務手続を行うこととした。</p> <p>② 指摘の事実、契約事務手続の認識不足により生じたものである。</p> <p>今後は、地方自治法施行令及び財務規則等を確認しながら、適正な事務手続を行うこととした。</p> <p>③ 指摘の事実、旅費支給事務手続の認識不足により生じたものであり、不足額の追給を行った。</p> <p>今後は、職員の旅費に関する条例及び手引書等を確認しながら、適正な事務手続を行うこととした。</p> | <p>実施できず事業の目的が十分に達成されない状況となっていた。留意を要する。(指摘事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>職員に対して、補助金交付規則・要綱を遵守するよう指導を徹底するとともに、受託者に対して補助金交付規則・要綱の内容について詳細に説明する。</p> <p>また、受託者と緊密に連絡連携をとることで対象事業の進捗状況を的確に把握し、計画変更等が判明した場合には受託者との協議を迅速かつ適確に行い、補助事業の実施に万全を期する。</p> |
| <p>20) 木材利用技術センター</p> | <p>23) 建築住宅課</p> |
| <p>【監査の結果】</p> <p>物品の管理について、劇物に係る出納管理が適正に行われていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)</p> | <p>【監査の結果】</p> <p>県営馬越団地集会所における行政財産について、目的外使用許可の手續が大幅に遅れていた。留意を要する。(指摘事項)</p> |
| <p>【講じた措置】</p> <p>劇物の出納管理については、宮崎県木材利用技術センター毒物及び劇物管理要領の改正を行い、新たに保管場所毎に取扱責任者を置くなど、管理体制を強化し、適正な保管及び管理に努めることとした。</p> | <p>【講じた措置】</p> <p>今後、許可の更新にあたっては、更新の前年度中に、公有財産取扱規則に基づいた適切な手続を行うよう関係職員に周知徹底した。</p> |
| <p>21) 商工政策課</p> | <p>24) 宮崎土木事務所</p> |
| <p>【監査の結果】</p> <p>① 中小企業団体中央会等補助金について、交付決定事務が遅れているものがあった。留意を要する。(指摘事項)</p> <p>② 小規模企業者等設備導入資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)</p> | <p>【監査の結果】</p> <p>① 道路占用料について、調定額の算定を誤り収入不足となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)</p> <p>② 清掃業務委託について、契約書に定められた現場主任者及び作業員の選定通知が行われていなかった。留意を要する。(注意事項)</p> <p>③ 工事に関する設計委託について、契約書に定められた業務工程表が提出されていないものがあった。留意を要する。(注意事項)</p> |
| <p>【講じた措置】</p> <p>① 当該事務については、不祥事が発生したため、適正化が図られるまでの期間、交付事務を見合わせていたものである。</p> <p>今後は、速やかに交付決定事務を行うとともに、適切な補助金等の執行管理を行うよう、職員に対して周知徹底を図ったところである。</p> <p>② 小規模企業者等設備導入資金特別会計における収入未済額については、訪問、文書督促、担保物件の売却等による回収に努めた結果 7,879千円を回収したが、新たに貸付先の倒産により25,399千円の収入未済が発生したため、17,520千円の増加となり、平成21年度末現在の収入未済額は、313,700千円となった。</p> <p>今後とも、独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言・指導を仰ぐとともに、回収不能な債権については不納欠損処理を検討する。</p> | <p>【講じた措置】</p> <p>① 収入不足となった道路占用料については、後日調定事務を行った。</p> <p>今後はこのような算定誤りが発生しないよう、事務所における道路占用料算定に係るチェック体制を見直すなど、再発防止の徹底を図った。</p> <p>② 今後は、契約書の内容等を十分に把握し、適正な執行に努めるよう、周知を行った。なお、本業務は平成22年度よりスポーツ指導センターに移管しているので、当該注意事項の内容の引き継ぎを行ったところである。</p> <p>③ 契約にあたって業者は業務工程表を提出することとなっているが、提出されておらず、それに対し提出の指導を行っていなかったものである。</p> <p>今後は、関係規則等に則り適正な処理を行うこととした。</p> |
| <p>22) 観光推進課</p> | <p>25) 日南土木事務所</p> |
| <p>【監査の結果】</p> <p>おもてなし推進活動支援事業補助金について、対象事業の進行管理が適切に行われていなかったことから、一部補助事業が</p> | <p>【監査の結果】</p> |

- ① 急傾斜工事について、中間前払金認定に必要な要件を満たしていない認定申請に対して認定調書を交付し、中間前払金を支払っていた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 情報開示請求に伴う収納金について、指定金融機関への払込みが遅れているものが散見された。留意を要する。(注意事項)
- ③ 戸高川電気保安管理業務委託について、委託契約期間終了前に最終回の委託料を支払っていた。留意を要する。(注意事項)
- ④ 工事及び工事に関する設計委託について、業務内容の変更を指示するための監督員指示書及び調査職員指示書が作成されていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ⑤ 工事に関する設計委託について、契約書、仕様書に定められた業務計画書や照査報告書が提出されていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 中間前払金認定に必要な要件を予め決裁伺書の伺い欄等に記載することとし、認定申請があった場合、認定調書と併せて、担当リーダー、担当課長でチェックを徹底することとした。
- ② 財務規則や直接収納に係る収納金の指定金融機関への払込みについての総務部長・会計管理者通知に基づき適正な執行に努めるものとし、今後、出納員、担当者との連携を徹底することとした。
- ③ 今後、支払いにあたっては、債務が確定して支出すべき時期が到来していることを契約書等により十分に確認した上で、適正な時期に支払われるよう、担当リーダー、担当課長等による精査を徹底することとした。
- ④ 設計委託について、業務内容の変更が生じた場合、担当、担当リーダー、担当課長による精査を行い、指示書作成を徹底することとした。
- ⑤ 設計委託契約書、仕様書に定められた業務計画書や照査報告書については、提出を徹底させるものとし、改めて、担当、担当リーダー、担当課長により十分な精査を行うこととした。

20 都城土木事務所

【監査の結果】

- ① 国道 269号今町工区交通安全工事について、工期変更に伴う契約保証の手続が行われていなかった。留意を要する。(指摘事項)
- ② 公有財産使用料及び河川敷占用料について、調定事務が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 工期延長の際は、保証期間の延長手続が行われたことを必ず確認することとし、職員に周知させた。
また、契約変更や前金払・部分払時などに、その時点までの事務処理を再度確認することとし、手続の遺漏を防ぐこととした。

- ② 使用許可及び占用許可の際は、許可内容の確認と調定時期の確認を徹底して行うこととし、職員に周知させた。特に、年額で定める使用料、占用料の調定事務については4月中に確実に処理するため、管理担当内の複数の職員で処理状況を確認するほか、総務担当からも随時確認し、処理の遺漏を防ぐこととした。

21 小林土木事務所

【監査の結果】

- ① 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が求められる。(指摘事項)
- ② 県単河川改良工事について、工事完成後に変更契約を締結していた。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 道路占用料について、調定事務が遅れているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 収入未済額への対応については、滞納初期段階から文書・電話による催促、昼夜間の臨戸訪問を行い、さらに状況に応じて職場訪問、連帯保証人への協力依頼などにより整理解消を進めている。長期滞納者に対しては、納付誓約を提出させるとともに面接相談を実施し、計画的かつ着実な納付履行を基本に収入促進に努めている。
- ② 今後は、契約担当と工事担当との連携を密にしながら、契約事務に遅れが生じないように進行管理を徹底し、関係書類のチェック体制の強化と周知を図ることによって、適正な事務処理に努める。
- ③ 今後は、複数年で許可している道路占用料の年度当初における調定に漏れが生じないように、占用許可に係る台帳の記載内容を見直すなど、再発防止の徹底を図った。

22 西都土木事務所

【監査の結果】

道路改良工事について、当初の工事設計が十分でなかったことから、変更契約により工事内容の変更を行っているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

今後は工事発注後に大幅な変更の生じることがないように、事前の検討及び調整の徹底を関係職員に周知した。

23 油津港湾事務所

【監査の結果】

油津港東地区舗装工事について、契約日が契約締結期限を超えていた。留意を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

契約日が契約締結期限を超えないよう、財務規則の内容の周知徹底を図り、適正な事務の執行に努めることとした。

30 北部港湾事務所

【監査の結果】

- ① 旅費について、航空運賃の領収書が添付されていないものがあつた。留意を要する。(注意事項)
- ② 土木設計業務等委託について、検査の時期が遅れているものがあつた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 航空機を利用した場合は、速やかに航空運賃の領収書を提出するよう十分注意するとともに、適正な事務処理に努めるよう職員に周知した。
- ② 土木設計業務等委託について、検査時期の遅れを防止するため、スケジュール管理の徹底を図り、適切な事務処理の確保に努めることとした。

31 財務福利課

【監査の結果】

- ① 育英資金貸付金等について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)
- ② 育英資金貸付金について、貸与期間満了等の際に徴収すべき借用証書の未提出件数が前年度と比較して増加している。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 育英資金貸付金等の未済額が増加している主な原因は、平成17年度に日本学生支援機構から移管された奨学金事業に伴う要返還者が毎年約 1,200～1,300名程度増加し、返還総額そのものが毎年増加することに加え、不況に伴う未就労、収入減等による遅滞及び返還者の返還意識の希薄化によるものである。
 このため、滞納額の縮減並びに滞納の長期化防止を目標に、職員及び債権管理員が、本人及び連帯保証人に対して、文書、電話、直接訪問による催告活動を従来以上に繰り返し行い、返還の促進を図っているところである。
 さらに、こうした催告活動を継続し滞納額の縮減に努める以外にも、ホームページや学校における奨学生募集の段階で、返還義務があることや返還方法についての周知活動を行っているところであり、引き続き新たな事案の発生の防止を図っていくこととする。
- ② 宮崎県育英資金の借用証書提出については「宮崎県育英資金貸与条例施行規則」において、「貸与生が貸与期間の満了その他の理由で貸与生でなくなったときは、遅滞なく、貸与を受けた育英資金の全額について、保証人の連署した育英資金借用証書を県教育委員会に提出しなければならない。」と定めている。
 しかしながら、返還への意識の低さや連帯保証人を見つけることが困難である等の理由により、一部の貸与生から借用証書を徴することができない場合があるのが実態である。
 こうした借用証書の未提出事案を解消するため、未提出者に対して従来以上に電話、文書、直接訪問により提出を

求め、特に年数を経た未提出者に対しては、さらに重点的に直接訪問等を繰り返し、提出を求めている状況である。

同時に、学校における奨学生募集の段階から、返還義務があることや貸与終了後の返還方法について周知を行うとともに、在学中においても貸与継続の審査時に、貸与生本人に対して将来の返還についての考えを確認するなど、申請段階から貸与終了に至るまで、返還についての意識付けを図っているところである。

今後は、さらに、学校とも連携しながら借用証書の提出の徹底に努めていくこととする。

32 学校政策課

【監査の結果】

校内研修推進モデル事業補助金等について、交付決定事務が遅れているものが散見された。留意を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

今後は、速やかに交付決定事務を行うとともに、適切な補助金等の執行管理を行うよう、職員に周知徹底を図った。

33 生涯学習課

【監査の結果】

文化団体等全国大会補助金について、交付決定事務が大幅に遅れているものが散見された。留意を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

本件は、県の代表として全国大会に参加する芸術文化団体等からの補助金交付申請を、平成21年7月から順次受け付けていたが、各団体等からの申請が整った平成22年3月に一括して交付決定事務を行ったものである。

財務規則上では、「補助金等の交付の申請があった場合において補助金等を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定をするものとする。」となっているため、本来なら個々の申請があった時点で速やかに交付決定事務を行うべきであったが、年度末にならないと申請団体数が確定できないというこの補助金の性質上遅れてしまったものである。

この補助金については平成21年度で終了したが、今後他の補助金に関して適切な事務処理に努めるものとする。

34 スポーツ振興課

【監査の結果】

- ① こころと体の健康教育推進事業「思春期健康相談事業」業務委託について、契約書の作成が大幅に遅れていた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 児童生徒の体力・運動能力調査集計分析業務委託について、契約保証金の受入手続が遅れていた。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 本件は、契約の相手方である「宮崎県医師会」への契約書の提示、「宮崎県医師会」における契約書の確認に時間

を要したために、契約書の作成が遅れていたものである。
 今後は、新年度へ向けての事務処理を3月中に行うなど、適正な時期に契約書を作成するよう努める。

② 本件は、契約保証金の納付日が契約日以降となっていたものである。

今後は、契約を締結するにあたって、契約保証金の有無を再度確認するとともに、契約保証金を要する契約においては、適正な時期に契約保証金の受入手続を行う。

65) 総合博物館

【監査の結果】

旅費について、宿泊料を誤り支給不足となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

監査での指摘後、速やかに旅費の過年度追給の手続を行い、平成22年8月31日に支給を行った。

今後、適切な支出事務を行うよう職員の指導を徹底し、再発防止に努める。

66) 都城西高等学校

【監査の結果】

校内樹木剪定委託について、契約書に定められた委託業務の完了報告書が提出されていなかった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

完了報告書を受領し処理を完了した。本件は、契約書と提出書類を十分に照合確認しなかったことが原因であった。

今後は、適切な事務処理を徹底するためチェック体制を整備するなど確認体制の強化を図っていくこととした。

67) 門川高等学校

【監査の結果】

P T Aが設置した自動販売機の収益金について、収入及び支出に係る会計処理の適正でないものがあった。善処を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

準公金については、準公金会計事務取扱規程に基づき、収入及び支出をしようとする場合は調書を作成しなければならないが、これらの調書を作成しないまま、収入及び支出を行っていたものがあった。

今後はこれらの調書の作成を行うとともに、準公金会計事務取扱規程に基づく適正な執行・管理を行っていくこととした。

68) みなみのかぜ支援学校

【監査の結果】

日本スポーツ振興センター共済掛金について、指定金融機関への払込みの遅れや現金出納簿を作成していないなど、現金の

収納手続が適正に行われていなかった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

事務処理手続についての通知文を事務職員全員で読み合わせを行い、適正な事務手続について再確認した。

あわせて、現金出納手続についての留意事項等について研修を行い、現金出納簿を作成し改善を図った。

69) 警察本部

【監査の結果】

① 不用物品の売払いについて、契約書による契約の締結が行われていないなど、契約事務が適切でないものがあった。留意を要する。(指摘事項)

② 高齢運転者に対する講習委託等について、契約保証金の免除理由が妥当性を欠いていた。留意を要する。(指摘事項)

【講じた措置】

① 今後は、財務規則等根拠法令を確実に遵守するとともに、適正な契約手続を行う。

② 今後は、財務規則等根拠法令を確実に遵守するとともに、適正な契約手続を行う。

40) 西都警察署

【監査の結果】

① 樹木維持管理業務委託について、契約書に定められた業務の一部が行われていなかった。留意を要する。(指摘事項)

② 臨時的任用職員の賃金について、過払いとなっているものがあった。善処を要する。(注意事項)

【講じた措置】

① 業者に対しては、契約どおり履行されていなかった「薬剤散布」の代金を県へ返納させた。

今後は、契約時の業者への業務指示を徹底し、仕様に沿った確実な履行確認を実施し、写真管理による業務報告等適切な処理を行う。

② 臨時的任用職員1名の1日分の賃金は、過年度戻入手続をとり県へ返納した。

今後は、出勤簿、休暇届など関係簿冊を確実にチェックして、適正な支給に努める。

41) 企業局

【監査の結果】

① 立花発電所導水路調査業務委託について、委託業務の内容を変更したにもかかわらず、変更設計書の作成及び変更契約を行っていなかった。留意を要する。(指摘事項)

② 旅費について、宿泊料を誤り支給不足となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)

③ 緑のダム造成事業業務委託について、支出額の確定を誤

| | |
|---|---|
| <p>っているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)</p> <p>④ 工業用水道施設送配水管漏水調査業務委託について、契約書が適正に作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)</p> <p>⑤ 上祝子発電所上水槽余水吐付替工測量・設計業務委託について、必要のない照査技術者を配置させていた。留意を要する。(注意事項)</p> | <p>内で二重にチェックを行い、適切な執行に努める。</p> <p>④) 経営管理課</p> |
| <p>【講じた措置】</p> <p>① 当調査業務は、発電所の導水路内の巻立コンクリートの劣化状況を把握するため、コンクリートコア抜き調査、打音調査、目視によるクラック調査などを行ったものである。コンクリートコア抜き調査については、当初8箇所を予定していたが、調査箇所の特定や電源コードの長さの関係で、うち4箇所を電磁波レーダー調査に変更して業務を行うことにした。</p> <p>電磁波レーダーによる調査は、当初のコア抜き試験に代わる調査方法と考えたため、業者との協議の中で承認し、設計変更はしないこととした。</p> <p>今後は、業務内容と設計内容が異なる場合は、書面による指示を徹底し業務完了の際は、業務内容と設計内容の精査を行い、適切な変更契約に努める。</p> <p>② 6級の職員の宿泊料を、5級以下の職員の単価で積算していたため、支給額に不足が生じたものである。支給不足となっていた宿泊料については、平成22年6月11日に当該職員へ支給した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、審査を複数で行うなど十分な確認を行い、適正な事務処理に努める。</p> <p>③ 緑のダム造成事業業務委託により県が森林組合に支払う委託料の額は、委託契約に定める委託料から、森林組合が委託業務を実施することに伴い別に交付を受ける宮崎県森林整備事業補助金の額を差し引いた額に、補助事業に係る申請事務の取扱手数料を加えた額である。</p> <p>この取扱手数料は、上記補助金の額を基準に算定すべきものであるが、委託料から補助金額を差し引いた額を基準としたため、委託料の額を誤ったものである。これについては、支出額の確定をやり直した上で当該委託料を支払った。</p> <p>今後は、契約内容を十分確認するとともに、算定に係るチェックリスト作成などにより、再発防止に努める。</p> <p>④ 本業務にあたって、本来「土木設計業務等委託設計書」により契約しなければならないところを、誤って「工事請負契約約款」を添付していたものである。</p> <p>今後は、契約手続時に書類のチェックを契約担当及び工務担当等で二重に行い、再発防止に努める。</p> <p>⑤ 本業務委託は設計価格が500万円未満であるため、特記仕様書作成にあたり「測量業務の標準的な特記仕様書作成例(県土整備部長通知)」から照査技術者に関する事項を削除すべきところを、削除せず誤った特記仕様書により契約したものであり、受託者が、本来不要な照査技術者の配置及び照査の実施を行っていた。</p> <p>今後は業務の発注に際し、特記仕様書と設計内容及び入札公告における資格事項などとの整合について、工務担当</p> | <p>【監査の結果】</p> <p>① 通常分娩の患者に対する医療費の一部について、医事会計システムに誤りがあり過徴収となっているものが散見された。善処を要する。(指摘事項)</p> <p>② 医師求人サイトへの広告掲載等に関する業務委託について、見積書を徴していなかった。留意を要する。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>① 今回の事案を踏まえ、医事会計システムにおける医療費算定プログラムの再チェックを実施し、今後のシステム改修にあたっては、第三者(改修に携わったSE以外の者)によるプログラムのチェックを徹底する。</p> <p>また、医事会計システムに係る不具合、障害についての連絡体制について、既存の「QA連絡シート」による報告の徹底を病院職員及び医事委託業者に対し周知を図ってまいりたい。</p> <p>② 今回指摘を受けた業務委託に係る見積書については、FAX送付による見積書により契約事務を行っていたものである。</p> <p>今後はこのようなことのないよう、十分なチェックを行い、適正な事務執行に努める。</p> |
| | <p>④) 宮崎病院</p> <p>【監査の結果】</p> <p>① 過年度医療費の自己負担分について、催告状の発行などの未収金回収手続がなされていないものが散見された。留意を要する。(指摘事項)</p> <p>② 血管造影装置保守点検業務委託について、契約解除に伴う委託料の算定が適正でなかった。また、同業務委託及び自動分析装置保守点検業務委託について、契約解除の通知が遅れていた。留意を要する。(指摘事項)</p> <p>③ 行政財産使用料について、調定額の算定を誤り、過徴収となっているものがあった。善処を要する。(注意事項)</p> <p>④ 通勤手当について、通勤実績があるにもかかわらず支給されていないものがあった。善処を要する。(注意事項)</p> <p>⑤ 警備業務委託及び清掃業務委託について、契約書に定められた実績報告書が提出されていなかった。留意を要する。(注意事項)</p> <p>【講じた措置】</p> <p>① 平成20年度末に富養園が閉園となり、精神医療センターに機能移転したことに伴い、未収金回収業務については当院に引き継がれることとなった。今回指摘のあったものは、富養園から引き継いだものであり、早速内容分析を行い、電話連絡、催告状の送付、臨戸徴収に着手したところである。</p> <p>今後は、このようなことのないように、毎月の進行管理を徹底してまいりたい。</p> |

- ② 医療器械保守点検業務の契約解除に伴う委託料について、契約書では解除日までの日割り計算としていたが、業者と協議した覚書により点検回数に応じた算定を行っていたので、今後はこのようなことがないよう契約書の在り方について検討し、改善する。また、契約解除の通知については、更新日の確認後、速やかに通知する。
- ③ 過徴収となっていた行政財産使用料については、平成22年9月に還付処理を行った。今後、このようなことがないように使用料等の改定について十分な確認を行い、収入誤りが生じないよう適正な事務処理に努める。
- ④ 支給されていなかった通勤手当については、6月8日に支給の処理を行った。
今後、このようなことがないように十分な確認を行い、適正な事務処理に努める。
- ⑤ 毎日書面で報告される業務報告書や業務日誌で実績の確認を行っていたが、平成22年度からは契約書に定められた実績報告書を提出させている。
今後、このようなことがないように報告書等の提出について、契約書の規定に基づいた適正な事務処理に努める。

(44) 日南病院

【監査の結果】

- ① 昇降設備保守点検業務委託に係る長期継続契約について、契約書に必要な条項が記載されていなかった。善処を要する。(注意事項)
- ② ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務委託について、検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 今回指摘のあった内容は、契約金額の年額、及び地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約であることを記載していなかったものである。
今後は、長期継続契約を締結する際には以上2点については必ず記載し、契約内容についても担当間で十分チェックする。
- ② 今回指摘のあった検査調書については直ちに作成し、会計書類に添付した。
今後は、検査調書を必ず作成することとし、書類作成について担当者間で十分チェックする。

(45) 延岡病院

【監査の結果】

- ① 医療廃棄物処理業務委託及び清掃業務委託について、契約書の作成が適正に行われていなかった。善処を要する。(指摘事項)
- ② 中央監視・防災センター管理運営業務等の委託契約について、入札参加資格審査に伴う事務手続が適正でないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ③ 放射性同位元素等取扱施設点検保守業務等の委託について、契約書に収入印紙が貼付されていないものが散見された。善処を要する。(注意事項)

- ④ 医療器械等廃棄物処理業務委託について、請求書の余白に検査済の表示及び検査員の記名押印がないものがあった。留意を要する。(注意事項)

【講じた措置】

- ① 今後の医療機器廃棄物処理業務委託及び清掃業務委託の契約については、契約に必要な内容が記載されているかを十分確認するとともに、病院局財務規程等に基づく適正な処理を行うよう改善を図る。
- ② 今後は、入札参加資格審査に伴う事務処理については、病院局財務規程等に基づき、適正な処理に努めてまいりたい。
- ③ 保守委託業務の契約内容の一部を変更する契約(個人情報取扱特記事項の追加)の締結において、契約書に収入印紙が貼付されていなかったものについては、適正な処理を行うこととした。
今後は、関係法令等に基づき適正な契約事務を行うとともに、チェック体制を強化し、再発防止に努めてまいりたい。
- ④ 今後は、病院局財務規程等に基づく適正な事務処理を行ってまいりたい。

平成22年4月8日付けで公表した平成21年度包括外部監査結果報告に対して、宮崎県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年1月6日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄
宮崎県監査委員 石 井 浩 二
宮崎県監査委員 丸 山 裕 次 郎
宮崎県監査委員 井 上 紀 代 子

- 1 包括外部監査の特定事件
指定管理者制度の運用状況について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置
(1) 生活・協働・男女参画課
ア 宮崎県男女共同参画センター

【監査の結果】

実地調査について
モニタリングについては事前に審査のためのチェックリストを準備し、審査の結果は保管されるべきものとする。

【講じた措置】

実地調査について
審査チェックリストを作成し、指定管理者の実地調査を実施した。

- (2) 障害福祉課
ア 県立視覚障害者センター

【監査の結果】

- ① 備品の管理について
所管課は、指定管理者に備品の現物確認を適宜行わせると

ともに、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることがないようにしなければならない。

- ② 実地調査によるモニタリングについて
誰が指定管理者になっても対応できるよう貸借対照表や財産目録の添付を基本協定書で義務付けるべきである。

【講じた措置】

- ① 備品の管理について
平成22年7月実施の管理運営に係る実地調査において、指定管理者に備品の現物確認を定期的に行うよう指示した。また、同調査実施職員が備品の存否及び状態等について調査を行った。
- ② 実地調査によるモニタリングについて
今年度は、平成22年11月実施の管理運営に係る実地調査において、収支計算書、貸借対照表及び財産目録について確認した。次年度については、基本協定書で提出を義務付けている「決算書」の文言解釈を明らかにすることにより、貸借対照表等の提出を義務付けた。第3期(平成24年4月から)以降については、基本協定書に「決算書」の定義に関する規定を設けることで、貸借対照表等の提出を義務付けることにする。

イ 県立聴覚障害者センター

【監査の結果】

- ① 備品の管理について
所管課は、指定管理者に備品の現物確認を適宜行わせるとともに、必要に応じて実地調査を行うなど、備品の欠損により県民の施設利用に支障が生じることがないようにしなければならない。
- ② 実地調査によるモニタリングについて
誰が指定管理者になっても対応できるよう貸借対照表や財産目録の添付を基本協定書で義務付けるべきである。

【講じた措置】

- ① 備品の管理について
平成22年7月実施の管理運営に係る実地調査において、指定管理者に備品の現物確認を定期的に行うよう指示した。また、同調査実施職員が備品の存否及び状態等について調査を行った。
- ② 実地調査によるモニタリングについて
今年度は、平成22年11月実施の管理運営に係る実地調査において、収支計算書、貸借対照表及び財産目録について確認した。次年度については、基本協定書で提出を義務付けている「決算書」の文言解釈を明らかにすることにより、貸借対照表等の提出を義務付けた。第3期(平成24年4月から)以降については、基本協定書に「決算書」の定義に関する規定を設けることで、貸借対照表等の提出を義務付けることにする。

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設の指定を次のとおり変更した。

平成23年1月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

| 名 称 | 変更事項 | 新旧の別 | 変 更 内 容 |
|-----------------|------|------|---------------------|
| 高千穂町養護老人ホームときわ園 | 所在地 | 新 | 西臼杵郡高千穂町大字田原1071番地1 |
| | | 旧 | 西臼杵郡高千穂町大字河内1051番地 |

宮崎県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成22年12月20日現在次のとおりである。

平成23年1月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,711人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 222,585人

宮崎県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成22年12月20日現在次のとおりである。

平成23年1月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 川崎 浩 康

西臼杵郡選挙区 6,499人

海区漁業調整委員会指示

宮漁調委指示第91号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次に掲げる指示は廃止する。

平成23年1月6日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

さんご類の採捕制限(昭和43年宮漁調委指示第19号)